

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第一一節 全駐労の争議

占領下七年の沈黙を破り、五二年秋より年末にかけて爆発した全駐留軍労働組合の闘争を記述するまえに、駐留軍労働者の特殊な労働条件と性格について簡単に記しておきたい。

労働条件

一九五一年七月一日に発効した日米労務基本契約によって、従来、終戦処理費でその労務費のまかなわれてきた進駐軍労働者(LR)は、つぎの三種に区分されるにいたった。

(1)LSO(Labour Service Order)日本政府が労務費を先払いし、後にアメリカのドルで償還をうける労働者、約二〇万人。

(2)LR(Labour Requisition)英濠軍関係約一万五〇〇〇人、労務費は従前通り終戦処理費をもって支払われる。

(3)DH(Direct Hire)いわゆる軍直で、PXやクラブ、ホテル、ハウス等の米人により直接雇傭される労働者、メイド等数万人。

右の日米労務基本契約は、労働組合の参与なしに、米軍と日本政府間に締結されたもので、これによると雇傭主は日本政府であるが労務関係については極東軍が最終決定権を持つことになる。すなわち日本政府は法律上は雇傭主でありながら、労働者の使用、作業監督等の実権をもたず、いわば自主性なき雇傭主であり、事実上は米軍が基地内における一切の実権を留保し、人事、労働条件の決定権を持っていたのである。軍と労働者の間には日本人の職制たるマネージャー(管理人)とフォアマン(職長)がおり、軍命令を伝達する。そして講和発効直前には、軍関係労働者はすべて国家公務員特別職となったのである。

春季闘争

講和発効後、日本政府の内部に、LSO、LR関係の労働者をすべてDH軍直労働者に切りかえようとする企図が見られたが、一般にDHの労働条件が悪いところから、労働者はこれに反対した。またLSO労働者は、講和発効と同時に四八時間労働制が四〇時間制に変わったために実質的な賃下げとなり、駐留軍労働者の不安と不満が高まった。かくて全国進駐軍労働組合同盟(現在の全駐労)は闘争の主目標を次の二点におき、当時の組合にとっては唯一の武器たる大衆的団体交渉をもって春季闘争の火ぶたを切った。すなわち、その二点とは

- (一)軍関係労働者から国家公務員特別職のワクをはずせ
- (二)占領期間中の退職金を即時現金で支払へ

四月一二日、ついで一八日の調達庁における大衆的団交は、講和後初めての大衆闘争の威力を示したが、六月一〇日、法律第一七四号の制定により一応の結着を見るにいたった。同法律によって、次の諸点が確定した。

(一) 駐留軍労働者は国家公務員特別職のワクを外され、一般民間労働者と同じく労働三法を適用される(但し英濠軍関係労働者はこの規定によらず、すべてDHとなった)。

(二) 日本政府(調達庁長官)が労働者の雇傭主となり、労働条件は公務員、民間労働者の給与その他生計費を参考にしてきめる。

(三) 占領期間中の退職金は、米軍側の償還がおこなわれているので現金払いとせず、年五分利付証券を交付し、退職の際、現金化する。

夏季闘争

法律第一七四号制定後、最初の闘争が宮城県矢本、原町で起った。原因は、日本政府と組合間に妥結された給与の支払いを軍が拒否し、給与支払を要求した日本人フォアマン(職長)を解雇したことにある。労組委員会ではスト決行をきめたところ、軍はこれを知って解雇を取消したので、罷業にいたらずにすんだ。

神奈川県武山(海軍関係)では四八時間労働制から四〇時間制への切替えにより、事実上二〇〇〇円から三〇〇〇円の賃下げとなるので、労組は日本政府(労管所長)と団交を開始し、一方、組合員の投票によりスト権を確立し闘争態勢をととのえた。六月に入って軍側は四四時間制実施という妥協案を示したので、組合はこれを呑みスト突入には至らなかった。しかし、この武山における闘争は全国の駐留軍関係労働者に大きな影響をおよぼし、全駐労でもストで闘かえる、という自信を与えた点で、劃期的な意義をもったのである。

六月三〇日にはさらに、呉を中心に山口と広島の一県における、イギリス連邦軍関係DH労働者約一三〇〇人のストが発生した。直接の原因は、家族手当、夏季手当の値下げに対する労働者の反対であるが、スト突入後一七時間にして英軍側は労組の要求を認め、労働者側の全面的な勝利におわった。

七月一五日には神奈川県追浜の米駐留軍労働者による二四時間ストが起った。追浜には自動車修理を中心に約一万人の労働者が働いていたが、作業はベルト・コンベヤー・システムにより組織化されている上に、厳格な懲罰規定をふくんだ労務管理が強化され、さらに米軍の権威をカサにきる日本人マネージャー(管理人)の圧迫により、労働者の不満が高まっていた。労組側の要求は直接には、このマネージャーの追出しにおかれ、軍の一方的な懲罰、給与決定のやり方にも反対意向が強かった。一五日には四〇〇名がストに入り、一部の労働者はハン・ストを決行したが、結果は、軍側が全面的に要求をみとめて問題のマネージャーを解雇し、また懲罰規定は緩和されるにいたった。

追浜の争議はつぎの二点で特別な意義をもっている。第一に、これは米軍関係の労働者によって闘われた最初のストライキであり、しかもそれが労組側の全面的勝利をもって終ったということ、第二に、この争議において日本政府(調達庁)は事実上の雇傭者というよりは、むしろ仲介者的立場で軍と労組との交渉に立入り、いわゆる三者会談の形式で争議の解決がはかられたことである。追浜ストで確立されたこの形式は、その後発生した争議にあたり、しばしば採用された。

全駐労の夏季闘争は、この外にも各地各職場におこなわれたが、この時期が講和後の軍関係労働者運動の最初の大きな昂揚期をなしており、これにつづく秋季にはやがて運動の困難が見えはじめた。その最初の徴候は、横浜におけるCYMG(全駐労に属さない中立系組合)の争議においてみとめられた。

秋季闘争及び年末ゼネ・ストの準備まで

神祭川県横浜のCYMG労組は九月二日よりストに突入したが、軍の態度はきわめて強硬で、労働者と軍、日本警官の間に負傷者を出すほどの衝突が起り、ついに七日間のストの後、組合側の敗北に終わった。ついで一〇月に入り、大阪における病院、モータープール関係労働者三〇〇〇人中、半数の組合員が人員整理に反対してストに入り、ポール・スイッチを切って全基地を暗黒にしてまで闘ったにかかわらず、ついに組合側の要求は通らなかった。東京成増でも同様の要求をかかげて激烈な闘争が行われたが、すでに軍関係労働争議の前に立ちふさがる大きな壁がハッキリと認められるにいたった。一二月にはイギリス連邦軍関係労働者一万三〇〇〇人のストが、広島と東京エビスにおいて、七日間にわたる実力行使をもって闘われた。要求は米軍並みの給与をあたえよ、という控え目なものであったが、軍は約五〇〇名の警備兵を増員し、一種の戦時体制をしいて労組の争議行為に対抗し、ついに要求を拒否した。

これら一連の事実は、軍が労組の攻勢に対して強硬態度を決意し春季夏季における守勢から立ち直つて、断乎たる対抗策をとりだしたことを示している。

かくて全駐労は、秋季より年末にかけて、局面を打解し、軍関係労働者の賃金その他労働条件をめぐる問題を合理的に解決するため全国的な統一要求の作成と、これを通すための全国的統一ストの準備をすすめるにいたった。統一要求の内容は次の如くである。

(一)賃金 全駐労は六月、一万八八七四円ベースの要求を出した。(これに対し日本政府(調達庁)は要求を拒否し、問題は中労委の手に委ねられた。一二月一六日、中労委は一万七九七六円の調停案を提示するにいたった。全駐労はこれを受諾したが、軍側は労務費予算の決定権はワシントン米本国政府にあることを理由に調停案の受諾を拒否し、国家公務員と同時同率に賃上げを実施する旨回答したのである。これに対し、組合は調停案即時実施を要求したのである)。

(二)日米労務基本契約の改訂 占領下に締結されたこの契約は、労働者側に不利であり、また不合理であるから即時改訂を要求する。

(三)DHすなわち軍直接雇傭は反対である。またイギリス連邦軍関係労働者の軍直は間接雇傭とせよ。

(四)占領下の退職手当を即時現金で支払うこと。

全駐労は一一月三〇日、東京において臨時全国大会を開き、統一要求を審議し、また賛成八四、反対一、無効一、白紙四の圧倒的多数でスト権行使に関する一切の権限を中闘委に一任した。つぎにかかげる大会宣言は駐留軍労働者の当面する問題と、全駐労の要求を明瞭に示している。

(大会宣言)

複雑微妙な国際情勢のうちにあつて、国内の独占資本は低賃金政策をひっさげ、炭労電産組合員の切実な要求を拒否し組合を破壊せんとしており、これを契機として労働者に首切りと飢餓賃金を押しつけんと狂奔している。

この逆コースの嵐の中にあつて、二〇万の駐留軍労働者は差迫った年末を前に軍の強行する一方的な大量首切りと不当賃下げにさらされている。

われわれは、今日あることを憂いて、行政協定締結にあたって駐留軍労働者に日本の労働法を完全適用することを規定せしめ、更に国内的には法律一七四号を制定し、駐留軍労働者の雇用主は日本政府であること、給与その他の労働条件は調達庁長官が決めることを明確にした。

然るに占領下に締結された日米労働基本契約は、われわれの切実な改訂要求にも拘らず独立後半年以上にわたって延長されている。即ち、アメリカ側の新契約案は占領下

と全く同様な劣悪奴隷労働を押しつけんとするものであり、かつまた日本政府の自主権を無視し、二〇万駐留軍労働者の労働基本権を侵害し、その生活を脅かす全く反動的なものである。これに対し日本政府は独立国の自主権を取って行使しようとはしない。

今や、二〇万駐留軍労働者は最大危機に直面している。
わが全駐留軍労働組合は、この危機を打開するため、ここに七年間の歴史と伝統に輝く従来の連合体を機動性ある闘う単一組織に切りかえた。

われわれは、臨時全国大会の決議に基き、一万八八七四円ベースの即時実施、占領下の退職手当の現金精算、年末手当一・五月分の支給、予算削減を理由とした首切り反対、占領下に締結された日米労務基本契約の即時改訂、労災法の即時適用実施、就業規則の即時制定、BCFK対策、船員対策、基地返還対策等を掲げ要求を貫徹するため最悪の場合には断固実力を行使して最後の勝利を得る日まで闘い抜くことをここに厳粛に宣言する。

一九五二年一月三〇日
全駐留軍労働組合臨時全国大会

かくて全駐労の要求にもとずき問題別に交渉、審議が重ねられた。労務基本契約に関しては、極東軍首脳部と政府(外務省国際協力局、調達庁)および労組代表の三者会談が一二月以降しばしば開かれた。軍側も全駐労ゼネ・ストという重大危機に対処するため、きわめて慎重な態度をもって問題にのぞみ、労組側は前記諸問題の根本的解決のためにはゼネ・ストの実力行使をも辞せずと、着々全国的にその準備が進められた。しかし数次の交渉の結果、極東軍側は給与その他労働条件の最高決定権はワシントンにあるとの、前記のごとき理由を固持して労組の要求を容易に認めようとしなかった。かくて一二月一七日には、全駐労神奈川県連は座間、横浜、三浦の基地を中心にストに入り、同日、厚木の調達庁労連もこれと同調してストに突入、ために神奈川県軍用自動車ストップするという事態まで招来した。その他、各地にもゼネ・ストへの一触即発の情勢が成熟していったが、年内にはさらに平和的解決の道をもとめて実力行使に至らず、年を越えて更に全駐労のゼネ・スト計画はすすめられたが、交渉経過中に明らかになった情勢を前にして、つい一月二六日、中闘委は全国スト中止の緊急指令を発し戦術転換を行った。そして一月三〇日、二月三日の中闘委においては戦術転換後の当面の闘争方針を決定し、年末以来の統一闘争に関する声明書(後掲)を公表し、合せて二月二一―二日に中央委を、三月七―八日に臨時全国大会を開催することにきめた。なお、この声明書は年末以来の全駐労の闘争と、それが戦術転換によりゼネ・スト回避に至った事情を具体的に明らかにしているので、つぎにその全文をかかげる。

(声明書)

全駐留軍労働組合は一九万の駐留軍労働者並に一万三千の英連邦軍関係労働者の権利と生活を守るために昨年秋から賃金改訂、労務基本契約改訂、軍直反対、退職手当の現金支払及び英連邦軍関係労働者の間接雇用等を日本政府に要求して闘ってきた。偶々賃金問題に関しては昨年末、中労委調停案をめぐってわれわれがこれを不満ながら受諾したのに対し政府並に軍がこれを全面的に拒否するという最悪の事態に直面したので実力をもって闘うことを決意したが、われわれは最後まで平和的な方法による解決を見出さんとしてストライキの決行を一時延期し、新春に闘争を持越し政府の再考を要求して闘って来た。一月二四日及び一月二六日の軍首脳部を交えての政府代表との最後交渉の結果、種々の情勢を考慮してわれわれは万こくの涙を呑んで予定し

ていた全国ストを中止し戦術転換を行った。広汎な内外の注目を集めたこの闘争の戦術転換に当り、われわれはその経緯を明かにして駐留軍労働の諸問題がよく認識され、あらゆる労働者の直接の問題としてのみでなく、更により高い立場に於て政治外交の問題としての解決を見出すことを要求する。そのため主要闘争項目の現状と問題点を明らかにして世論に訴えるものである。

(一)賃金改訂について

1、昨年七月、われわれが一万八八七四円ベースの改訂を要求したのに対し、日本政府側は米軍の態度が明らかでないとの理由で誠意ある交渉に応じなかったため、われわれは一月二二日に法律一七四号第九条に基く妥当なる賃金水準を求めるため、中央労働委員会に調停申請を行った。

一二月一六日に中央労働委員会より一万七九七六円の調停案が提示されたので、われわれは慎重に協議した結果、不満ではあるが日本の法令に基く権威ある中央労働委員会の調停案を尊重する建前からこれを受諾した。しかるに政府側は一月二二日、軍が中労委を信頼しない、従って調停案も信頼できないとの理由で拒否したので「調停を受諾することはできない」と拒否するに至った。そして軍は公務員並の二〇%アップを一方向的に宣言した。この事実をわれわれは極めて重視した。

2、それはアメリカ軍が行政協定第一二条第五項で日本の労働法令に従うことを約束していながら、中労委が法律一七四号第九条に定められている生計費、公務員給与、民間給与を参酌して出した調停案に一顧だに与えず、自らが決定した賃金のみが公正妥当なものだとする独断をそのまま容認することはできないからだ。

しかも軍は自らが発表した二〇%のベースアップについても予算を増額しないで首切りによって財源をうみ出し、労働強化を企図しているに至っては、まさに言語道断である。

3、このように軍の政策が日本の凡ての法律に優先して効力をもつということになれば独立国政府の面目と日本の法律の存在が否定せらるるのではないか。しかも法律一七四号第九条は明かに駐留軍労働者の賃金は調達庁長官がきめると規定している。このように法律で定められている政府機関の決定する権利さえ無視されるのだ。誠に由々しい事態である。

4、われわれは再三再四、誠意をつくして軍の再考を求めた。その結果一月一九日に至り軍は従来の中労委否認の態度を改め、将来、労働組合が労働委員会を活用することを正式に認めると声明するに至った。然し現実の賃金問題の紛争の焦点になっている調停案の二三%上昇には考慮を払う誠意を示さなかった。われわれの努力は最後まで続けられた。

5、既に完全に米軍に追随している政府は無気力で刻々と迫る全国的ストライキの事態に対しても何等の手を施こそうとさえしない。ここにおいてわれわれは一月二四日、極東軍ロートン参謀次長との直接会見交渉、更に二六日の政府代表をまじえての対軍交渉を行った。しかし、結果はわれわれの努力にもかかわらず、なんらの進展を見ず交渉は物わかれとなった。即ち、

6、これらの経渦の中から極東軍司令部は次の状態におかれ、その措置が限界であることが明らかとなった。

一、ワシントン政府は二〇%ベースアップに伴う予算増の措置も訓令していないので極東軍司令部としてはこれ以上の要請はできない。

二、二〇%のベースアップも首切りによって財源を捻出しなければならないが、極力、他の予算費目をかきあつめて人件費に廻す。

三、首切りは最小限にとどめる。

四、行政協定第二五条による円資金五五八億の中から現在の日米労務基本契約による管理費(労働者一人一か月四六二九円)を支出する措置をとる。

五、次期のベースアップについては中労委等の案も考慮する。

六、行政協定第二五条によって日本政府がアメリカに提出した五五八億(特別勘定)の使途は明らかにされない。

七、行政協定締結当時、日本の外務省筋は、第二五条は共同勘定で日米両国が経費を折半負担し、一つのどんぶりに入れて協定実施上の経費を支出するのだと説明していたが、それは真赤なうそであったこと。

八、労働者に支払う賃金等の労務費は、陸、海、空三軍別に本国から割当てられるので極東軍司令部としては如何なる予算操作もできない。

7、その結果は、

一、労働者の賃金はアメリカ軍事予算によって左右され、中労委調停案等も無視され、低賃金をおしつけられること。

二、日本は安全保障条約の桎梏によってアメリカに対する対等性を失っていること。

三、朝鮮問題に関連してアメリカの極東政策は日本より韓国を重視する方向に転換し、従って日本に関する限り新たに予算措置が考慮されない。

などが歴然として、賃金問題のよって来る根本は全くはかり知れないほどの広さと深さを内包し、或る一定限のストライキによって解決することは困難なことがはっきりしてきた。

(二)日米労務基本契約について

1、約一九万の労働者は現在、占領下に締結された日米労務基本契約によって日本政府が雇用し米軍に使用されている。

この契約はその締結当時の影響から米軍の権限が不当に大きく、労働者保護の見地から早期の改訂を必要とし、われわれがつとに政府に要求してきたところである。

日本政府も独立後その改訂を要求して来たが三か月も放置され、漸く昨年八月末に至って米案が提示された。

この米案はアメリカ式の職階制給与を含み、労働者の採用も解雇もさらに給与決定権も一切、米軍が掌握して意のままに行うと云う占領時代そのままのものであった。

われわれはこのような米案に対して徹底的に反対の立場をとり日本政府の完全な自主的管理権の掌握を要求した。

2、日本政府代表の調達庁と在日兵站調達部との接渉は昨年八月から十一月にかけて三か月間も行われたが、ついに不調に終わった。

その間に於いて全駐労の急速な全国スト態勢の圧力により一二月初めから契約改訂問題はさらに上層部に移され、新たに日米合同委員会の下に特別委員会が設けられてこれを協議することになった。この結果、労働組合代表をも参加せしめて所謂三者会談が開催されるに至った。

爾来今日まで一四回の会議がもたれ四つの分科会も設置された。

3、この会議において、軍は過去において現地各部隊が労働者の取扱いに極めて数多くの不合理な取扱をなしてきたことを卒直に認め、将来は中央において陸、海、空三軍に共通の統一的取扱手続基準を設け、厳正に実施して、労務管理の刷新を期する方針を鮮明にした。

そしていままでに一方的に規定してきた人員整理の方式、労働者の懲罰規定を撤廃して新たに政府、軍、労組代表によって設定しようと提案してきた。

それと共に労務基本契約八月案に対しても、その附属の一に示したアメリカ式職階制

による賃金数字を撤回して三者合意のものをつくろうと、かつてはわれわれが予想もしなかったような譲歩的態度を示すに至った。

われわれも軍の誠意を認めるにやぶさかではないが、会議の促進を図るため会議議題の焦点を根本的な管理権問題に指向した。

4、その結果、一月一二日に至り、基本契約の最重要点である管理権の帰属問題に関して軍並に政府は間接雇用に伴う基本的な考え方として次の三原則を提示して来た。

一、B側は、在日米軍に提供された労務者の法律上の雇用主として本契約に基く職務を実施するに当り、最終的措置をとる際は、常に前以ってA側の同意をうるものとする。

A側はB側に対し、いかなる措置をも要請することができる。

二、B側が提議した措置に対し、A側の同意が得られない場合又はA側が要請した措置にB側が同意しない場合、いずれか一方の当事者は、事案を合同委員会に附託して解決を図ることができる。

三、両当事者間の意見の不一致は夫々の段階に於いて合意の到達を計ると共に、逐次段階的に上級機関に附託し、これが解決を計るものとする。

両当事者は、共同して右の如き付託に関する手続規定を定め、それぞれの指導系統を通じて公布する。

(註)A側は軍側、B側は日本政府側をいう。

これによれば職場労働者の法律上の雇用主は日本政府であるが、一切の最終的措置は米軍と協議し合意に達しなければ行使できないと云うものである。

そしてこの原則からでてくる将来の労使関係は従来の調達庁対組合の交渉から、調達庁と軍を含めて一体として雇用主、使用主に対し労組が交渉するという新労資形式に転換して行く本質的なものである。

5、軍側は間接雇用形式による以上、これがぎりぎりの線であるとして、もしこれが受入れられない場合は軍直形式による以外はないとの見解も表明している。

契約問題はかくして、その最も重要な管理権問題に突当ってきている。

われわれが主張してきた政府の一元的労務管理はいまや極めて困難な事態に立至った。

6、契約に関する三者会議においても前述の如く、いくらかの事項については、過去に苦しみられて来た問題点に改善への糸口をつかんだ。即ち、

- 一、各部隊まちまちの罰則を改める。
- 二、部隊の一方的な首切り措置を改める。
- 三、アメリカ式職階制による給与額を撤回する。
- 四、給与切替に当っての現給保証の一般的原則を確立する。
- 五、保安上の解雇に関する一方的措置を改める。

7、しかし新契約に関する根本的問題は管理権問題である。軍が政府と一体となって労組と交渉する、いわゆる新労使形式が日本の労働法及び他の法律から十分に解明されず合法性をもたない以上、われわれはこれを認めることはできない。

(三) 軍直問題について

1、現在の間接雇用制度に対し軍が直接労働者を雇用する所謂軍直問題は過去に幾たびかひらめかされてきた。そしていまや、この問題は新労務基本契約の交渉成否にそのすべてがかかっている。

即ち軍側は新労務基本契約交渉が行詰った場合は止むを得ず軍直によって部隊の労務需要を満さなければならぬとの軍首脳部の見解を明らかにしている。

2、われわれは契約労働を認める立場から間接雇用を主張して来た。しかしながら軍が間接雇用による新労務基本契約交渉を有利に展開する目的をもってわれわれに軍直問題を切り出すならば、これは重大な情勢の認識の誤りであることを明らかにする必要がある。

3、一昨年七月政府雇用から直接雇用に切換えられた軍直労働者はその基本的人権を認められず給与その他の労働条件が著しく劣悪であったが、この改善については今次闘争の副次的成果として一九五三年一月一六日附を以てクラーク大将より陸、海、空三軍司令官に対して「直接雇用労働者に関する在日米軍の政策」としてLSO並に改善する措置をとるよう指令された。

この結果、近く軍直労働者(宿舍要員を除く)には喜ばれるべき結果が現実に現われるに至った。

(四)退職手当現金化について

1、一九万の全駐留軍労働者が熱望している退職手当の現金化についても、われわれはその隘路を一つ一つ解決する方法をとって来たが再び大きな難関に直面した。

2、即ち闘争の経過からは、

一、未償還ドルを一括償還すること。

二、月々の支払に対し、その月内にドル償還をすること。

三、調達資金の枠を拡大して資金運営を円滑にすること。

以上の措置をとって支払財源の確保を図り同時に法律一七四号附則第三項を改正して現金支払をかちとる線が浮び上って来ていた。

3、しかるに最近に至り種々の制約条件が現れて来た。

米軍も最近ドル償還を早めた結果、現在の未償還は約七三億(インボイス提出分二八億、インボイス未提出分四五億)といわれているが、大きな問題としては、夏季手当、年末手当支払分の償還額が、管理費との差引問題で日米間に解決していないことである。

4、現在、調達資金は七五億円の外に一般会計から三七億円を借入れている。われわれはドル償還の迅速化と、とどこおっている未償還額の一括償還によって三月末までに精算支払を主張して来たが、前述の借入金三七億円は会計法上から年度末に一旦返還しなければならないこと、米軍側の予算主務者が帰国したことなどによって暗礁のりあげてしまった。

5、いまや退手の現金化は次の方法を闘いとる以外に打開策がない状態になった。

一、特別調達資金に関する法律を改正して五〇億を限度として一般会計より借入れ得る枠をさらに二五億円程度に拡げて総額一五〇億程度の運営資金を設け、その内で支払財源(約八〇億円)を操作すること。

二、法律一七四号附則第三項の改正は右の措置がとられることが裏づけとなり支払時期を改正する。

6勿論、現金支払を可能ならしめる要素はたとえどんな小さな問題でも解決してこれを積み上げてくる方針をとって、いま政府国会に対する闘争が進められている。

7、軍も政府もこの問題の大きな責任をお互いに要領よくかわしているが、われわれは、はっきりと現金化をさまたげている要素とその責任をとらえて逃がさず解決を迫っている。

(五)英連邦軍関係労働者の間接雇用について

1、一万三〇〇〇の英連邦軍関係労働者が昨年二月二八日の独立以来、軍直制度下におかれ、すでに昨年六月と一二月の二回に亘り、ストライキを以ってその労働条件改善と間接雇用制度を要求したが、いまだ根本的に解決していない。

2、国連協定はすでに一年になんなんとして放置され、いつ結ばれるかも判然としていない。

われわれはいま、その責任が政府と英連邦側の何れにあるかを追究する余裕はないが、当面政府に対し労働者を保護する立場から毅然たる態度を以って問題を解決することを要求する。

3、年間二〇億程度の外貨を確保する労働者に対し、一切の財政的負担を負わないとの理由で年間一億円足らずの管理費の支出をしぶり、間接雇用実現を阻んでいる政府の態度について、われわれは諒解できない。

4、さらに英連邦側に対しては政府との交渉に於ける言明をくつがえしたり、ストライキ中止の妥結条件をその後歪曲するが如き彼ら一流の老獪極まりない外交措置に対しては、至誠信義と社会正義の立場から徹底的にその非を追求して行かなければならない。

以上の如く今次われわれの闘争は問題そのものを基本的に解決することはできなかったが、その経過において過去に解決しえなかったいくつかの問題を解決した。これは確かに一つの成果である。しかしながら一九万の労働者とその家族約三〇万が将来安定した労働によって生活を保証されるためには、さらに根本的問題を残している。

闘争の経過にみられる如く駐留軍労働者の雇用主である日本政府は極めて弱体で、日本の法律に基く正当な権利の行使さえちゅうちょし独立国の主権とその行政権を冒涇しているといっても過言ではない。過去七年有余に亘って苦しめられてきたわれわれ駐留軍労働者はここに向米一辺倒な政府の実体を暴露して、現政府の怠慢と次の重要問題を、国の最高機関である国会に於て究明し関係労働者の保護の万全を期することを要請するものである。

一、軍の政策方針によって日本の法律及び法律にもとづく行政機関の長官の決定権が無視されている。

一、アメリカ軍事予算によって労働者の資金が低賃金に釘づけされる不合理性を解決する方法。

一、行政協定第二五条による日本側の防衛分担金を無条件提供する方法を改め、同条第二項a号の如く労務費分を日本側に保留して支払い、労働者を完全に保護するため行政協定を改訂する措置。

一、労働問題から生ずる裁判関係における軍側の拘束問題。

日本の真の独立と平和と自由を求めるわれわれは血涙をもって闘われたこの闘争を通じ、駐留軍労働の諸問題が単なる労働問題として存在するのみならず、さらにより深く根ざしている基本的事項について日本の憲法と法律に関連して解決され、一九万の労働者とその基本的人権が尊重される明るい職場がもたらされることを暁望するものである。

圧迫されているものが解放を求める叫びと闘いは単なる権力によって押さえ得るものではない。

われわれは事案の平和的解決を求める方法として戦術転換を行った。しかしながら、われわれは単一組織の実体と闘争の体制をいよいよ強化し、もしわれわれの期待が満たされない場合は実力を以て再びその解決をはからなければならない。

茲に闘争の経緯を明らかにし各層の批判を求めると共に、われわれの不退転の決意を明

らかにする。
右声明する。
一九五三年二月三日
全駐留軍労働組合
中央闘争委員会

日本労働年鑑 第26集 1954年版
発行 1953年11月20日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 時事通信社
* * * *年 * * 月 * * 日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
